

平成 29 年度事業計画書

< 馬の改良増殖、保護利用増進及び馬事知識の普及事業（公益目的事業）実施計画 >

第1 一般会計予算事業

1. 乗用馬等の生産育成振興事業

(1) 乗用馬等の生産育成指導事業

ア、生産育成指導管理

乗用馬の生産育成を指導促進するため、指導技術者及び事務員各 1 名を置く。

イ、乗用馬の生産育成促進指導

(ア) 北海道地区及び岩手県遠野地区等の乗用馬生産基盤を強化するため、現地に適した生産体制に係る検討会の開催及び生産地で開催される乗用馬市場のせり名簿等の作成について協力する。

(イ) 乗用馬の資質の向上を図るため、優良な血統の雌馬を購買・配置するほか、生産地に本会有種雄馬を配置し、その利用促進を図る。

(2) 日本在来馬の保存活用推進事業

ア、連絡調整事務

日本在来馬の保存活用に係る各馬種団体の保存活動の円滑な運営と活性化を図るため、連絡調整事務を行う。

イ、日本在来馬の保存登録

在来馬の保存のため、北海道和種、木曽馬、野間馬、対州馬、宮古馬及び与那国馬について登録を行う。

(3) 馬事振興検討会の開催

日本中央競馬会及び馬事関係団体が連携して取り組むべき馬事振興策等について検討を行うため連絡協議会を開催する。

2. 農用馬等の生産振興対策事業

(1) 農用種雄馬の整備事業

農用馬の資質の向上と増産を図るため、農用種雄馬の整備と生産地への適正配置を行う。

ア、種雄馬の借受配置（転貸）

家畜改良センター十勝牧場で生産育成された純粋種を借り受け、主要生産地に配置する。

イ、種雄馬の購買配置

- (ア) ばんえい競馬で優秀な成績を残した競走馬の中から候補種雄馬を購買し、主要な生産地に配置する。
- (イ) 外国から改良に必要な純粹種を購買し、主要な生産地に配置する。

(2) 種馬登録事業

北海道においては輶系馬、乗系馬及び小格馬、岩手県においては輶系馬及び乗系馬、青森、島根、熊本、宮崎の各県においては輶系馬を主体に登録を行う。

また、その他の地域においても、隨時、登録を行う。

ア、登録事務の推進

種馬登録事務の適正かつ円滑な実施を図るため、本部及び北海道事務所に技術者、事務員を配置して登録事務に当たるほか、関係団体等の協力を得て登録事務の推進を図る。

(ア) 登録審査委員の委嘱

登録審査委員については、人事異動等必要に応じ、本会役職員、学識経験者、関係団体の役職員のうちから適任者を委嘱（任命）する。

(イ) 登録審査委員研究会の開催

登録審査を厳正に実施するため、登録審査委員を対象に登録実務者研究会を開催し、審査技術の向上を図る。

イ、登録の審査

登録申込みのあった馬については、関係書類及び実馬を審査して登録を行う。

〔登録見込頭数〕 (単位:頭)

| 区分 | 輶系馬 | 乗系馬 | 小格馬 | 在来馬 | 計 |
|-------|-------|-----|-----|-----|-------|
| 血統登録 | 1,135 | 184 | 158 | 122 | 1,599 |
| 繁殖登録 | 223 | 39 | 63 | 28 | 353 |
| 個体識別等 | — | 17 | 18 | — | 35 |
| 計 | 1,358 | 240 | 239 | 150 | 1,987 |

ウ、登録証明書の発行等

種馬登録証明書を交付するとともに、登録情報をインターネットで開示する。

エ、登録事務の整備

電算機を利用して登録情報等の集積・管理・提供を行う。

(3) 農用馬生産推進事業

ア、農用種雄馬の適正配置

(ア) 種雄馬配置協議会の開催

家畜改良センターから借受けた種雄馬の適正配置を図るため、配置協議会を開催する。

(イ) 種雄馬の管理指導

- i , 配置種雄馬の管理を適正に行うため、管理状況の把握と管理指導を行う。
- ii , 交配種雄馬の選定、配置転換及び登録審査等の参考に資するため、種雄馬名簿を作成し、関係者に配布する。

イ、農用馬の生産振興

(ア) 農用馬の生産技術の指導

農用馬の生産を促進するため、技術者及び飼養者を対象とした技術講習会等を開催する団体に指導奨励金を交付する。

(イ) 診療及び削蹄技術研修会の開催

馬技術者の養成及び生産技術の向上を図るため、診療技術研修会及び削蹄技術研修会を開催する。

ウ、優良農用馬資源確保のための緊急特別対策

ばんえい競馬の競走馬資源を確保するため、ばんえい競馬主催者が競馬番組で定める2歳馬競走の優勝馬等の生産者に対して生産者賞を給付する事業に対して助成金を交付するほか、ばんえい競馬の生産の指標となる基幹2競走の出走馬の生産者に対して生産者報奨金を交付する。

3. 馬の輸入精液証明書発給等事業

仏国から日本国向けに輸出される馬精液について、平成25年12月の家畜衛生条件に続き、平成29年2月に輸入精液証明書の発行条件についても仏国との協議が整い、当協会が日本国内で、唯一、仏国馬輸出精液に係る日本国内向け精液証明書を発給出来る団体として認められたことから、輸入精液の日本国内向け精液証明書の発給及び関連する業務を行う。

4. 家畜改良体制運営事業

家畜改良事業団が行う家畜改良データバンクに種馬登録データの入力を行い、登録データの活用を図るとともに、馬の個体情報の統一的な管理を行うため馬事関係団体の登録馬をホームページ上で一致させる業務を行う。

5. 褒賞事業

農用馬等の生産振興を図るため、地域で行われる馬の共進会の優秀馬、ばんえい競馬の重賞・特別競走の勝馬や出走馬、全国装蹄競技大会優勝者等に対する褒賞を行う。

6. 広報事業（法人管理事項を含む。）

ホームページを活用した広報活動を行うとともに、年2回、「馬事協会だより」を発行し、会員サービスに努めるものとする。

第2 特別会計予算事業

1. 馬事普及啓蒙推進事業

馬事知識の普及、馬の利用促進及び農用馬の生産振興を図るため、次の事業を行う。

(1) 馬事普及啓発対策事業

- ア、馬事振興検討会を開催する（一般会計の第1の1の（3）と同じ。）。
- イ、ホームページを逐次更新し、各種馬事知識の普及啓発を行う。

(2) 馬事普及のための特別対策事業

地方競馬場及び畜産関係団体等が畜産フェア、農業祭等において開催する馬事普及教室等に対し、その経費を助成(1/2以内)する。

(3) 優良農用馬の生産振興対策事業

農用馬生産地域の生産集団等が行う生産技術調査・研究開発等に対し支援(上限 60万円以内)する。

(4) 農用馬の生産振興等緊急特別対策事業

家畜伝染病（馬パラチフス等）に関する蔓延防止対策等農用馬の生産振興上緊急を要する事態に対処する。

(5) 優良農用馬生産者の表彰事業

農用馬の生産意欲を喚起するため、ばんえい競馬の生産の指標となる基幹2競走の出走馬の生産者を表彰する。

(6) 農用馬生産振興推進事業

農用馬生産地域において、実態に即した生産振興策を検討する農用馬生産振興推進会議を開催する。

2. 在来馬種保存事業

日本在来馬種保存のため、次の事業を行う。

(1) 在来馬種保存事業

日本在来馬種を保存、利活用するために必要な飼育管理費、保存活用研究費及び施設等整備費を助成するとともに、飼養管理技術の向上を図るための専門家を派遣する。

(2) 絶滅危惧種対策事業

絶滅が危惧される3馬種（野間馬、対州馬、宮古馬）については、（1）に加えて

必要な施策（施設整備、繁殖技術指導）を行う。

（3）寄付金活用対策事業

寄付金を活用した在来馬種の繁殖成績向上に必要な機械・器具等の貸付事業を実施する。

3. 馬能力検定体系化等推進事業（平成28～30年度）

馬の能力評価手法の有効活用等の確立のため、次の事業を行う。

（1）事業推進委員会開催等事業

ア、事業推進委員会

学識経験者等からなる事業推進委員会を開催し、事業の総合的な実施方針等の検討を行う。

イ、専門委員会

学識経験者等からなる専門委員会を開催し、フィールドレベルでの「線形審査」の検証、効率的なデータ収集と分析及び馬能力検定員の養成等に係る検討を行う。

（2）馬能力検定員養成及び検定データ収集事業

フィールドにおける検定員の養成研修の開催及びデータ収集に対する問題点を抽出するための報告会を実施する。

（3）馬能力評価手法調査検討事業

B L U P法を用いた馬のけん引能力及び産肉能力の遺伝的相関関係を調査するためのデータ収集等を行う。

（4）検定データ体制整備事業

「線形審査」の正確度の検証及び簡便に利用するためのシステムの開発等を行う。